

のぼりの継続にご協力をお願いします

強風の季節到来。のぼり旗の修繕・新規設置を始めています。

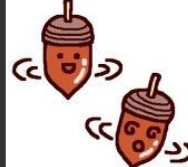
例年以上の台風被害が見受けられた2013年秋でしたが、2013年11月、仰木の里地区には、約400枚ののぼりと共に、1500枚のボードが設置されています。

これらは、決して特定の宗教や思想を否定するものではありません。住民が求める説明会に応じることなく、戸別訪問やチラシ配布を行う幸福の科学グループや、学園に対して、今のままでは「仰木の里地区への進出は、容認できない」という意思表示を行う趣旨のものです。新たな設置をご希望の方は、まち連までご連絡ください。

なお、大津市屋外広告物条例の規定によれば、著しい破損がみられるのぼりやボードは、景観を損ねるなどの理由から撤去、修復が必要とされています。これからの強風の季節においても、同条例遵守のため、まち連より修復などの依頼をさせていただくことがあります。引き続き、ご協力のほど、よろしくお願いたします。



まち連だより



10・11月号

穏やかな仰木の里を守るために
のぼりを掲出しています。
皆様のご理解とご協力をお願いします。



各自治会からニュースが届いています！
--次年度の活動について--



まち連加盟の自治会より、役員会または臨時総会において、「幸福の科学学園建設反対決議の継続について」「まち連活動への参加継続について」等が決議されたとの知らせが届いています。

11月末日現在、決議・承認されたのは「仰木の里東2丁目自治会」「仰木の里南自治会」「コムンステージ仰木の里東自治会」です。今後とも、皆様のご協力と更なる支援をよろしくお願いたします。

第4回目公判報告(11月28日大津地裁)

2013年11月28日、大津地裁において、第4回目の幸福の科学学園建物除却等請求事件の公判が開かれました。この裁判では、建物の除却、使用停止や大規模排水設備の設置などを求めています。当日審理では、主に、原告が求める文書提出命令についてや、重大な損害が生じる恐れについての議論がなされました。

特に「重大な損害が生じる恐れ」という訴訟要件をめぐっては、激しいやりとりがあり、他にも違法性についての実質的判断についても、傍聴し応えのある公判となりました。

原告団は、地盤安全性の心配に対して、直接的に確認が出来るデータの入手に期待するとともに、土質や土木の専門家に分析を仰ぎたいとしています。

弁護団会議 -ご紹介-

まち連の活動をいつも支えてくださっている弁護団の皆様は、専門家やまち連メンバーを含めて月に3回ほどの打合せをされています。弁護団会議においては、訴訟案件だけではなく、グラウンドの出水問題事故にも専門家のご意見をお聞きしています。戸別訪問や、のぼり



事務所での会議の様子

設置について等、仰木の里住民が抱える問題についても相談いただいております。その他、ご不安なことがあれば、まち連会議にお越しください。

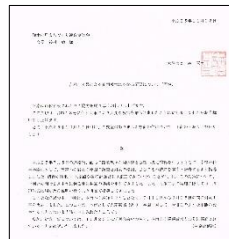
次回公判日時： 2014年 1月16日 11時より(30分前にお集まりください)
場所： 大津地方裁判所にて。 一般傍聴に、是非ご参加ください。



グラウンドからの出水事故。大津市は「大変遺憾」で「学園に厳しく申入れ」

大津市の再三の呼びかけにも、学園は住民に対する説明を拒否
住民への説明は、「(過去の)経緯があるのでしない」

まち連だより(7・8月号)にてお知らせした、グラウンドから大量に土砂が流出した件についての続報です。7月4日(小雨)、9月16～17日(台風18号)において、学園のグラウンドから大量の雨水と土砂が公道へ流出し、通行も出来ないほどの状況となりました。歩行者の安全を脅かす事態に対して、まち連は直ちに大津市へ通報し、原因調査を求めたところ、10月10日時点では「グラウンド工事が届け出と違う施工になっているため雨水があふれる状態となった」との回答が大津市からありました。



大津市長からの11月22日付文書
「台風18号にかかる要望について(回答)」

そこで、まち連が大津市及び幸福の科学学園に対し、早急な対応と住民への説明をお願いしたところ、学園から住民への説明については、「(過去の)経緯があるのでしない」との報告が大津市から伝えられました。大津市からは「学園は、本市への通知も行うことなく、9月11日から9月25日の間に対策工事を実施しました。このことは「本市として大変遺憾であり、学園に対して、今後このような事態が発生することのないよう強く申し入れたところですよ」との回答が11月22日にありました。まち連では引き続き、安全確保に向けた措置と説明が適切になされることを期待したいと思います。

私学審議会への最新の報告は「(地元との)ぎくしゃくは緩和している」

2013年10月16日に公開された文書(収益番号687番)において、滋賀県私学審議会が9月9日に開催され幸福の科学学園に関する報告が滋賀県総務課より行われたことが明らかとなりました。公開文書によれば、滋賀県総務課は「(地元との)ぎくしゃくは緩和している(と聞いている)」と審議委員に報告する様子が議事録に記載されていました。この発言の根拠については、公開文書中に具体的に示されていませんでしたが、一方で、前述のグラウンドからの出水事故の説明を巡り、学園が「(過去の)経緯があるのでしない」と大津市に報告した内容と、今回の私学審議会への報告が相反する内容であることは間違いありません。

別途公開された文書(収益番号251号10月25日公開)では、説明会をしない理由として、幸福の科学学園は「まち連は、来ることも手紙も拒否している」「自治連には開校時の挨拶で糾弾された」と語るなど、地元との関係が現在は良好であるとはいえないことは学園自らが述べています。行政への報告責任として、地域の現状認識、そしてなにより自身の現状認識との自己矛盾に陥った報告が以後一切行われることが無いよう求めます。

千葉県で建設予定の「幸福の科学大学」

～大津での学校設置に至る経緯の中で「住民不安はなかった」かの報告も～

学校法人幸福の科学学園は、平成27年4月での幸福の科学大学の開校計画を進めています。しかし、一方で、大学予定地とされる千葉県長生村では100名もの署名を伴う議会請願に基づく文部科学大臣宛ての意見書を提出されるなど、「大学設置の不認可」を求める動きが地元住民から巻き起こっています。2013年8月発行の長生村議会だより142号によれば、村議会での一般質問も、9件中4件が幸福の科学大学に関連した課税問題・学校設置に関する懸念に触れた内容となっており、まさに長生村にとっては進行中の問題と言えます。

そのような中、仰木の里での学校設置については何も問題がなかったかのように伝えられていることが明らかになりました。掲載された一般質問では、議員より「那須・大津の学園開校で住民不安はなかったのか調査しましたか。」という村長への質問に対し、「学校のあり方の争議でなかったと聞いています」と答弁されたのです。

関西校の設置に至る経緯においては、学園副理事長が不特定多数の信者に向けて行った「(仰木の里)住民は最大最強の敵」発言に端を発し、続く中高層協議では宗教法人幹部や建設業者が住民席から「建設を是とするやらせ発言」を行うなど、具体的な事実に基づく住民不安を募らせる出来事がありましたし、まち連は、それらへの謝罪なき現状と、未だ地域連携が全く改善する余地がないことを発信してきました。答弁者である村長は、大津の現状をどのような形で、把握されたのでしょうか。

仰木の里で今なお続く住民不安を、否定する趣旨の答弁を大変残念に思います。

仰木の里の現状がありのままに伝えられた上で、大学設置の議論がなされることを、大津の地より祈りたいと思います。

